

情報コーナー

・定員のある催しもの等で特に指定のないものは先着順 ・催しもの等の参加時は飲み物と筆記用具持参で
 凡例 ①…問い合わせ先 ②…申し込み HP…ホームページ QRコード…ウェブ・メール

すとりーと

対象は市内在住・在勤・在学者。
 問い合わせは各担当先へ。

6月の
納税・
納付

▶市県民税(普通徴収)第1期
 ▶国民健康保険税(普通徴収)第1期
 ▶介護保険料(普通徴収)第1期
 6/30⑤までに市指定金融機関・
 コンビニ、スマートフォン決済で

日曜・夜間納税窓口

市役所本庁舎 納税課
 日曜 9時～12時30分
 夜間 ⑥(祝休を除く)21時まで

6/9⑤17時シティパーキングアコス全面再開。定期券発売は同日6時から。

全国瞬時警報システム
(Jアラート)年4回放送

地震や武力攻撃などの緊急情報を人工衛星などを通じて瞬時に伝える全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送を年4回、防災行政無線を使い実施します。今年度は6/7⑧、8/23⑧、11/15⑧、令和6年2/9⑤の11時に行います。なお、放送内容は「防災行政無線テレホンサービス(☎0120-777-031)」でも確認できます。⑩危機管理課☎922-0614⑩922-6591

児童発達支援センターあおば学園
見学会&途中入園のための相談会

3～5歳児でおおむね歩行可能な知的障がい児の発達支援を行うあおば学園では、個別見学会を行っています。日時は申込後に決定。親子で来園し、活動を体験します。また、年度途中の入園も出来ます(若干名)。希望する人は毎月20日までに市HP、あおば学園、子育て支援センター等で配布する申込書等を同学園へ提出し相談会に参加して下さい。⑩あおば学園へ。☎⑩936-4972

水道メーターの取り替えを行います
取替費用は無料

水道メーターは、法令により8年に一度取り替えることが義務づけられています。対象となる人には事前に通知

します。また、取り替え作業は身分証明書を携帯した委託業者が行います。費用は無料ですので、委託業者が作業代を請求することはありません。なお、作業に支障をきたさないよう、メーターボックスの上や周りには物を置かず、ボックスの中はきれいにしておくようお願いいたします。⑩水道営業課☎927-2220⑩927-1561

65歳以上の人へ
介護保険料納入通知書を発送

納付書で納付の人には「介護保険料納付通知書」を、口座振替・年金差し引きによる納付の人には「介護保険料額決定通知書」を6月中旬に送付します。

なお、保険料の所得段階が1段階で課税年金収入と合計所得の合計額が60万円以下の人と介護保険が適用されない施設に入院(所)している人で所定の要件に該当する人を対象とした本市独自の介護保険料減免制度があります。申請日により減免金額が変わるため、早めに相談して下さい。申請は毎年必要です。過去に介護保険料の滞納がない人に限ります。⑩介護保険課☎922-1376⑩922-3279

市民税・県民税の税額決定通知書
兼納税通知書を発送

昨年中に収入があり課税対象となる人に、令和5年度市民税・県民税の税額決定通知書兼納税通知書を6月中旬に発送します。ただし次の人には発送しません。

通知書が届かない人 昨年中の収入が少なく非課税となる人。また、収入があっても、勤務先で市民税・県民税が給与から引き落とされる人(税額等は勤務先に通知済み)。

市民税・県民税の申告を

令和5年1/1現在市内在住で、昨年中に公的年金以外の収入があり、勤務先から給与支払報告書の提出がなく、令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告または令和5年度市民税・県民税申告をしていない人は、申告が必要です(個人年金は公的年金以外の収入にあたりません)。また、収入が無い場合でも、行政サービスの利用などのために市民税・県民税申告が必要な場合があります。

⑩市民税課☎922-1042⑩920-1502

国税納税通知書の発送

令和5年度の国民健康保険税(国保)の納税通知書を6月中旬に発送します。保険税を納める義務は世帯主にあるため、世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば納税通知書は世帯主宛てに送付されます。⑩保険年金課☎922-1592⑩922-3178

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭・父(母)に一定の障がいがある家庭等の保険適用医療費の一部を支給する制度です(所得制限あり)。18歳になった年度末まで(障がいがある場合は20歳の誕生日前日まで)の子の養育者対象。助成を受けるためには事前に相談、申請をして下さい。⑩子育て支援課☎922-1476⑩922-3274

扶養人数	所得制限	
	父・母・養育者	扶養義務者等
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満
4人	344万円未満	388万円未満

草加市美術展作品募集

15歳(中学生を除く)以上の市内在住・在勤・在学者と市内公共施設で活動している人対象。募集は日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門。搬入は10/7⑤・8⑩10時30分～17時。出品料は1点1000円。作品に申込書と出品料を添えて搬入日にアコス会議室へ。美術展は10/20⑤～28⑤、会場はアコスホール。詳細は文化観光課、公民館等で配布する応募要項で。⑩文化

観光課☎922-2968⑩922-3406

小児慢性特定疾病
医療費支給継続の申請受け付け

小児慢性特定疾病医療の受給者証を持ち、引き続き治療が必要な20歳未満の人の医療費支給継続申請を受け付けます。⑩6/12⑤～7/28⑤に申請書、指定医が作成する医療意見書、健康保険証の写し、課税(非課税)証明書などを草加保健所へ。☎925-1551⑩925-1554

「健康はお口から」
成人歯科健診受診通知票を送付

対象者に受診通知票を送付しました。通知票に記載の指定医療機関で受診を。転入等で通知票が届かない人は保健センターへ連絡して下さい。令和6年4/1までに40・45・50・55・60・65・70歳になる人対象。受診は令和6年1/26⑤まで。⑩保健センター☎922-0200⑩922-1516

介護職員初任者研修・
実務者研修の費用を補助します

令和4年4/1以降に研修を修了し、市内の介護サービス事業所に直接雇用され、所定労働時間が初任者研修は週20時間、実務者研修は週30時間以上で、3か月以上継続して就業し、実績報告時に同一事業所に就業している人対象。補助額は初任者研修上限5万円、実務者研修同10万円(いずれも1人1回まで)。⑩6/15⑤～令和6年3/15⑤に介護保険課・市HPで配布する申請書に必要な書類を添えて同課へ持参。☎922-1032⑩922-3279

6月は「食育月間」
毎月19日は「食育の日」

「食べる力」は「生きる力」です。食育月間を機に、普段の食生活を振り返りませんか。詳細は食育HP(QRコード)で。

そだてよう野菜を食べて元気な体
うきうき楽しく食べよう
かんきょうに配慮して食べよう

⑩保健センター☎922-0200⑩922-1516

6/20～7/19は
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間

薬物乱用は、自分の人生だけでなく、周りの人にまで影響を与えてしまいます。正しい知識を身につけ、薬物乱用を根絶しましょう。困っている人は相談して下さい。⑩草加保健所☎999-5515⑩925-1554

「二十歳のつどい」実行委員募集

⑩生涯学習課☎922-2819⑩922-3498

令和6年1/8⑤に開催される「二十歳のつどい」の企画運営を行う実行委員を募集します。

■対象 平成15年4月2日～同16年4月1日生まれの市内在住者
 ■活動内容 企画運営、開催テーマの検討やシンボルマークのデザインを行う二十歳のつどい実行委員会(7・8月頃から月1回程度)に出席他、当日の司会等による出演など
 ⑩6/30⑤までに申し込みフォーム(QRコード)から生涯学習課へ。電話・ファクス可。

